

行政機関限り

行政機関のための 予防司法支援制度利用の手引

ニーズに合った的確な法的支援を行います。

ご利用ください

Q&A
Q&A
行政機関のための
予防司法支援制度

内外に誇れるコンプライアンス国家へ

(平成29年3月版)

法務省訟務局

はじめに～予防司法支援制度について～

近年、国を当事者とする訴訟において、裁判の結果が我が国の行政、政治、経済等に重大な影響を及ぼす重要大型事件が増えています。

今日、行政を遂行するに当たっては、常に裁判、訴訟リスクというものを意識する必要があるといえます。また、国際社会において日本の地位をより高めていく上で、我が国が、内外ともに法治国家であることを示す必要もあります。

こうした問題意識から、政府全体として、行政のコンプライアンス機能をより高め、予防司法機能を強化し、法治国家としての地位を確固たるものにすることを目指すべく、平成27年4月、法務省に訟務局が新設されました。

ところで、法務本省、法務局及び地方法務局では、従前から、法律意見照会制度を設け、各行政機関が現実には抱え又は将来争訟に至る可能性のある法律問題について、当該行政機関からの意見照会に応じてまいりました。

その上で、法務本省では、訟務局の新設に伴い、行政のコンプライアンス機能を強化する仕組みの1つとして、「予防司法支援制度」を立ち上げ、具体的な法的紛争が生じる前であっても、訟務局がこれまでの訴訟対応等によって得た知見を各府省庁に提供することにより、法的な支援を行うこととしました。また、平成29年4月から、同制度を法務局及び地方法務局にも展開することとしました。

この制度が積極的に活用され、各府省庁が自らの施策を立案、実行していく上で、裁判に十分耐え得る施策や処分であるかを事前に検証することにより、紛争が未然に防止され、政府全体のコンプライアンス機能の強化につながることを期待されます。こうした取組は、政府全体に対する国民からの信頼を高め、更には国際社会における我が国の地位をより高めることにもなり、ひいては、国民の権利・利益の保護に寄与することとなると考えられます。

各府省庁におかれましては、予防司法支援制度が発足した趣旨を御理解いただき、この制度を積極的に御利用いただくようお願いいたします。

Q 1 予防司法支援制度は、法律意見照会制度とどのように異なるのですか。法律意見照会制度は廃止されたのですか。

A 1 従来の法律意見照会制度は、争訟に至る可能性のある具体的事案を対象としていました。

これに対し、詳しくはQ 2で述べますが、予防司法支援制度は、具体的な事案を前提とせずとも、一般的に争訟に発展するおそれのある事案を対象とするものです。

要するに、予防司法支援制度は、法律意見照会制度よりも、その取り扱う対象を拡大したものであり、法律意見照会制度は、予防司法支援制度の導入に伴い、予防司法支援制度に発展的に解消するものです。

Q 2 予防司法支援制度の対象となる事案の範囲を教えてください。

A 2 法律上の問題があつて、一般的に民事上及び行政上の争訟に至る可能性がある事案であれば、照会に応じます。

具体的には、従来の法律意見照会においても対象となっていた案件（未回収債権の回収などに関する債権管理、国有地が不法占拠された場合の対応などの国有財産管理、官用車が交通事故を起こした際の過失割合を問うもの等の照会）に加え、

- ・ 行政処分・行政指導の前に、予定しているその内容や手続の法的リスクが知りたい
- ・ 改正予定の規則・通達等に基づいて行政行為を行った場合に、その行為が国家賠償法上違法となる可能性があるか知りたい

等の争訟に発展していない段階での事案についても照会に応じます。

また、例えば、各府省庁の顧問弁護士等に依頼した法律相談の回答について、法務省訟務局、法務局訟務部又は地方法務局訟務部門に対し、セカンドオピニオンを求めたいという照会にも応じます。

もっとも、予防司法支援制度は、法務省訟務局、法務局訟務部又は地方

法務局訟務部門が照会を受けた事案について、「裁判になった場合、どうなるのか」という観点から法律の見解を述べる等により支援を行うものである。上記の観点に照らして法務省訟務局、法務局訟務部又は地方法務局訟務部門として回答を述べるのになじまない問題については、回答を控えさせていただく場合もあります。

いずれにいたしましても、照会をいただいた事案については、事案の大小、軽重を問わず、できるだけ柔軟かつ幅広く対応してまいりたいと考えておりますので、まずは法務省訟務局、法務局訟務部又は地方法務局訟務部門の予防司法支援窓口にお気軽に御照会ください。

Q 3 予防司法支援制度の照会の流れを教えてください。

A 3 後添の「予防司法支援制度の流れ」を御覧ください。

なお、中央府省庁からの照会については、府省庁ごとに設置していただいている訟務担当者経由で、法務省訟務局においてお受けしています。

Q 4 予防司法支援制度を利用するに際しては、どのような準備をすればよいでしょうか。

A 4 照会をいただいた事案に対し、照会内容を正確に把握した上で、的確な回答を行うために、少なくとも、事案を所管されている担当課室等レベルでは、可能な範囲で法的検討を行い、事案に対する対応方針を整理していただいた上で、事案の概要等が分かる書面（公文書である必要はなく、担当者のメモでも構いませんし、様式も問いません。）の作成をお願いいたします。

作成いただく書面には、①事案の概要、②照会したい事項、③担当課室等で検討した内容、④担当課室の担当者名等を記載してください（この手引中の「予防司法支援照会シート」などを御利用ください。）。

また、担当課室等において、検討に用いた資料その他参考となる資料等

がありましたら、併せて提供をお願いいたします。その他必要となる資料については、個別に担当者から連絡させていただきます。

Q 5 地方公共団体や独立行政法人からの照会にも応じているのでしょうか。

A 5 地方公共団体、独立行政法人、公法人（注）からの照会であっても、その内容が第一号法定受託事務に関するものなど、国の利害に関係のあるものであれば応じることができます。疑義がある場合には、予防司法支援窓口にお問い合わせください。

〔具体的な照会例〕

- ・ 2級河川の河川敷に第三者所有の工作物が設置されているが、これを撤去するためにはどのような法的措置を執ったらよいか。
- ・ 生活保護受給者が配偶者の交通事故による死亡により自賠責保険の支払を受けた場合、既に支給した生活保護費の返還を求めることができるか。

（注）国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）に規定する公法人

Q 6 照会后、どの程度の期間で回答を受けることができるのでしょうか。

A 6 回答については、できる限り速やかに行うように努めておりますが、具体的な回答時期については、事案の軽重、含まれる法律上の問題点の多寡等の要素によって変わり得るものですので、回答に要する時間を一律にお示しするのは、難しいところもあります。

したがって、打合せの際に、回答希望時期の御意向も伺いつつ、回答時期につき相談させていただくことになります。

そのため、何か問題や疑念が生じた場合には、できるだけ早く予防司法支援窓口まで照会いただくようお願いいたします。

また、法令の解釈に関する重要な事項を含む案件及び政治上、行政上又は社会上重要な影響を及ぼすおそれがある事案等については、法務局訟務

部又は地方法務局訟務部門で担当する事案であっても、法務省訟務局との協議を経た上で回答させていただく場合があります。

Q 7 回答には従わなくてはならないのでしょうか。

A 7 予防司法支援制度における法務省訟務局、法務局訟務部又は地方法務局訟務部門の回答は、照会をした行政機関から提供された情報、資料等やその時点における法令、判例等を踏まえた法的観点からの意見又は助言であり、各行政機関が判断する際の参考として提供するものです。

したがって、最終的な判断は、各行政機関の責任において行うこととなります。

Q 8 回答につき不明な点や更に確認したい点がある場合、補足説明を求めることは可能でしょうか。

A 8 回答後であっても、必要に応じて、電話や面談により、担当者から補足説明を行うことは、回答をよりよく御理解いただき、回答を御活用いただく観点からも、全く差し支えありません。お気軽に御相談ください。

Q 9 法務省訟務局、法務局訟務部又は地方法務局訟務部門に対して予防司法支援制度に基づく照会を行った事実や回答内容は、第三者に示してよいのでしょうか。

A 9 回答については、そもそも外部に公開することを前提としているものではなく、また、飽くまでも各行政機関から提供された情報、資料等を前提に行うものです。そのため、回答は、具体的事実関係等によっては結論が異なる場合もあり、一般化できるものとは限らないため、このような事情を考慮せずに第三者に回答が示された場合、様々な誤解を生む結果になりかねません。

したがって、原則として、予防司法支援制度に基づく照会を行ったという事実や回答内容を第三者に明らかにすることは差し控え願います。照会していただいた事案に関係する他の行政機関や地方自治体その他の外部機関に対して、どうしても照会あるいは回答の事実や内容を示す必要があるような場合は、事前に担当者に御相談いただくようお願いいたします。

Q 10 予防司法支援制度に基づき照会する際の文書や法務省訟務局、法務局訟務部又は地方法務局訟務部門からの回答文書について、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」又は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づく開示請求があった場合の取扱いは、どのようなのでしょうか。

A 10 法務省においては、予防司法支援制度に基づき照会する際の文書や法務省訟務局、法務局訟務部又は地方法務局訟務部門による回答文書について、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく開示請求があった場合には、同法5条6号ロ及び柱書きに該当するものとして、不開示扱いとしています。

また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づく開示請求があった場合には、同法14条7号ロ及び柱書きに該当するものとして、不開示扱いとしています。

仮に、各行政機関に対して、予防司法支援制度に基づく照会や回答に係る文書の開示請求があった場合には、その開示等の決定について、照会先の法務省訟務局、法務局訟務部又は地方法務局訟務部門と協議をお願いいたします。

予防司法支援制度の流れ

電話等による申込み

・法務省訟務局には府省庁ごとの担当局付検事を、各法務局訟務部・地方法務局訟務部門には予防司法支援窓口を設置しております。

・相談の依頼に際しては、事案を所掌している担当課室等において、事案の概要等が分かる書面（この手引中の「予防司法支援照会シート」などを御利用ください。）や参考となる資料を御用意ください。

事案の内容が簡易なものは、すぐに回答できる場合もあります。

打合せ前に資料の提供をお願いすることもあります。

訟務局・法務局等
担当者との打合せ

・法務省訟務局付検事、各法務局訟務部付検事、訟務官等が対応します。

・参考資料の提供をお願いします。

検討の過程で、追加資料等の提供をお願いすることもあります。

回 答

・回答は文書又は口頭により行います。

・できる限り速やかに回答するよう努めます。

・回答時期について具体的な要望があれば、お伝えください。急を要する事案は柔軟に対応します。

(宛先)

機密性2情報

法務省訟務局 訟務支援管理官

法務局訟務部

地方法務局訟務部門

予 防 司 法 支 援 照 会 シ ー ト

照 会 日

平成 年 月 日

照会庁名・所属

担当者の氏名

連絡先電話

連絡先FAX

メールアドレス

照 会 内 容

【備考（添付資料等）】

予 防 司 法 支 援 窓 口

局 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
東京法務局	102-8225	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎		
横浜地方法務局	231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎		
さいたま地方法務局	338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎		
千葉地方法務局	260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3		
水戸地方法務局	310-0011	水戸市三の丸1-1-42 駿優教育会館6階		
宇都宮地方法務局	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11		
前橋地方法務局	371-8535	前橋市大手町2-3-1	027-221-4465	
静岡地方法務局	420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎		
甲府地方法務局	400-8520	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎		
長野地方法務局	380-0846	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎		
新潟地方法務局	951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟法務総合庁舎		
大阪法務局	530-0047	大阪市北区西天満1-11-4 大阪法務局北分庁舎		
京都地方法務局	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197		
神戸地方法務局	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎		
奈良地方法務局	630-8305	奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第二法務総合庁舎3階		
大津地方法務局	520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎		
和歌山地方法務局	640-8552	和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎		
名古屋法務局	460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館		
津地方法務局	514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4738	
岐阜地方法務局	500-8812	岐阜市美江寺町2-8 岐阜法務総合庁舎		
福井地方法務局	910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎		
金沢地方法務局	921-8505	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎		
富山地方法務局	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎		
広島法務局	730-8536	広島市中区上八丁堀6-30		
山口地方法務局	753-0025	山口市芝崎町7-1 山口地方法務局分室内		
岡山地方法務局	700-8616	岡山市北区南方1-3-58		
鳥取地方法務局	680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第二地方合同庁舎		
松江地方法務局	690-0886	松江市母衣町50 松江法務合同庁舎		
福岡法務局	810-8513	福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎		
佐賀地方法務局	840-0041	佐賀市城内2-10-20		
長崎地方法務局	850-8507	長崎市万才町8-16		
大分地方法務局	870-8513	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎		
熊本地方法務局	862-0971	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎		
鹿児島地方法務局	890-8518	鹿児島市鴨池新町1-2		
宮崎地方法務局	880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎		
那覇地方法務局	900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎		
仙台北法務局	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎		
福島地方法務局	960-0103	福島市本内字南長割1-3 福島地方法務局分室内	024-534-1976	
山形地方法務局	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎		
盛岡地方法務局	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎		
秋田地方法務局	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎		
青森地方法務局	030-8511	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎		
札幌法務局	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311	
函館地方法務局	040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎		
旭川地方法務局	078-8502	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎		
釧路地方法務局	085-8522	釧路市幸町10-3		
高松法務局	760-8508	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎		
徳島地方法務局	770-8512	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎		
高知地方法務局	780-8509	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎		
松山地方法務局	790-8505	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎		

法務省訟務局	100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111	
--------	----------	-----------------	--------------	--

※ なお、法務省訟務局に対する相談は、原則として、中央府省庁ごとに設置していただいている訟務担当者を経由して照会していただいております。制度のこと等についてお尋ねになりたい場合には、法務省訟務局訟務支援管理官付()までご連絡ください。